

# 平成27年度 第24回庁議要旨

日時：平成28年3月22日（火）

午後4時～午後5時

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 納税貯蓄組合補助金の交付基準の変更について（財務部）

納税貯蓄組合は、金融機関がまだ少なかった昭和26年4月納税貯蓄組合法が制定され、以降、連合会組織を設立し研修などを通じ納期内納付の体制が確立され税収の確保などに多大な貢献をしてきた。

しかし、口座振替制度の普及やプライバシー保護など、組合を取り巻く環境は大きく変化し、また、本市では震災の影響から、コミュニティの一時的な中断などによる組合員の脱退が相次ぎ、沿岸地域を中心に多くの納税貯蓄組合が解散している。

本市では、合併後の平成20年4月1日に納税貯蓄組合補助金の交付基準を統一し、その執行に努めているが、補助金交付規則で規定している「納税義務者が10世帯以上」を62組合が満たせない状況にあり、現在は、復興事業の進行状況を勘案し、弾力的な運用を行っている。

納税貯蓄組合は、被災者が生活再建を行っている中で、その果たす役割も期待でき、引続きその活動を支援・存続を図るため、復興期間に限り特例措置を講じると共に、県内他市の補助金交付基準を参考にして、補助金算定の基準や交付資格規定の見直しを行うもの。

#### (1) 主な内容

平成28年度の納組事務費（平成29年度予算・交付分）補助金から新基準を適用する。

- ① 10世帯未満の納組に対し、石巻市震災復興基本計画での再生期（H26～H29）及び発展期（H30～H32）の間は、経過措置として交付を認める規定を新たに加え、市外居住者や法人は世帯としての算定から除外（補助対象外）する。
- ② 基本となる世帯割基準額を増額し、交付率部分は取扱件数の定額基準に変更する。

改正後	現行
1 世帯割 2,000円×組合員の世帯の数（市外居住・法人は算定外とする）	1 納付割額（納期限納付額×交付率） 100万円以下の額 : 1,000分の21.5以内 100万円を超え、200万円以下の額 : 1,000分の16.5以内 200万円を超え、300万円以下の額 : 1,000分の12.5以内 300万円を超え、500万円以下の額 : 1,000分の8.5以内 500万円を超える額 : 1,000分の2.5以内
2 件数割 50円×納付された納付書の取扱件数	2 世帯割 80円×組合員の世帯の数

- ③ 交付基準額を事務費が上回る場合は審査の上交付を決定する規定を追加する。
- ④ 補助金の交付申請時点で解散済の納組は交付対象外とする規定に変更する。

#### (2) 今後の予定

- ・ 平成28年3月 納税貯蓄組合補助金の交付規則の改正（平成28年4月1日施行）
- ・ 平成28年4月～5月 平成27年度事務費分の補助金交付申請受付、変更内容の周知

## [報告事項]

### 1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定について（総務部・教育委員会事務局・市議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局）

平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定された。女性活躍推進法では、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めることにより、女性の就業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展及び国民の需要の多様化等に対応できる豊かで活力ある社会の現実を目的として、国及び地方公共団体に「特定事業主行動計画」を定めるよう位置付けている。

女性職員が個性と能力を十分に発揮できるような職場環境を目指し、それぞれの職場の継続的な状況把握、分析に努めるとともに、取組内容を評価し、必要な改善を行うことにより、職員の理解を促しながら、女性職員が輝ける職場環境づくりを推進する。

#### (1) 主な内容

- ・ 計画期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間（第1期）

本来、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画であるが、本市では現在、復興事業のピークを向かえていることから、第1期の3年間の間に復興事業の進捗状況に応じた女性の職業生活における活躍対策を実施し、平成31年度以降の計画を策定する。

- 1 採用試験、職員の女性割合
- 2 継続勤務年数の男女差
- 3 管理的職員の女性割合
- 4 役職段階における女性職員の割合
- 5 男女別育児休業取得率及び平均取得期間
- 6 男性の出産時、育児特別休暇の取得率
- 7 職員の超過勤務時間の男女差

以上1～7の状況把握に努め、その中から数値化した行動目標を最低1つ以上設定することとされており、本市としては、3及び6を行動目標として設定する。

- ・ 3の行動目標：平成30年度までに、管理的地位（ポスト補佐を含む）にある職員に占める女性割合が、平成27年度の実績19%から22%以上となることを目指す。
- ・ 6の行動目標：平成30年度までに、男性職員の育児参加特別休暇の取得率を、平成27年度の実績17%から80%以上を目指す。

#### (2) 今後の予定

- ・ 平成28年4月1日施行し、第1期（平成31年3月31日まで）3年間の間に復興事業の進捗状況に応じた女性の職業生活における活躍対策を実施するため、石巻男女共同参画推進審議会と連携を図りながら本計画の見直しを行う。

### 2 兵庫県芦屋市との災害時相互応援に関する協定締結について（総務部）

大震災時には、応急対策、復旧対策等、迅速な災害対応が必要とされることから、関係各機関との災害時応援協定の締結が望まれる。災害時における救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れの相互応援を行い、もって住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

#### (1) 協定内容

芦屋市と石巻市とは、いずれかの地域内においての災害が発生した場合に災害対策基本法の趣旨を踏まえ、相互に応援することについて次のとおり協定を締結する。

- i 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- ii 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器材の提供
- iii 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- iv 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- v 被災者の一時収容のための施設の提供
- vi 上記のほか、特に要請のあった事項

### 3 被災公共施設再建（廃止）方針の進行状況について（財務部）

東日本大震災により被災した155の公共施設について、再建、廃止等に関する具体的な考え方や取組内容を施設別に示すため、平成24年8月に「被災公共施設再建（廃止）方針」を策定した。方針の進行管理を通じ、被災公共施設の早期再建、効率的な施設整備、統廃合等を進める。

#### (1) 主な内容

##### i 方針の進行状況等について【報告事項】

##### ① 方針分類の状況

施設ごとの方針を方向性別に「再建」、「廃止」、「検討」の3つに分類しており、前年度との比較増減はありません。施設別の詳細は別紙のとおり。

前年度との比較

分類	平成26年度	平成27年度	増	減	差引増減
再建	68	68	0	0	0
廃止	79	79	0	0	0
検討	8	8	0	0	0
合計	155	155	0	0	0

※ 検討中の施設

- ①北上水辺センター
- ②牡鹿第1保育所
- ③牡鹿第2保育所
- ④牡鹿総合支所大原出張所
- ⑤荻浜保育所
- ⑥大川小学校
- ⑦市民プール
- ⑧牡鹿体育館

##### ii 方針の進行状況（平成28年3月31日見込）

方針で示した取組の進行状況を「進行中」、「終了」、「休止中」の3つに分類、上記1、2の取扱踏まえた施設数は、「進行中」（48）、「終了」（95）、「休止中」（12）、前年度との比較増減は以下表のとおりとなっている。施設別の詳細は別紙のとおり。

前年度との比較

分類	平成26年度	平成27年度	増	減	差引増減	
進行中	58	48	2	12	△10	
終了	83	95	12	0	12	※1
休止中	14	12	0	2	△2	※2
合計	155	155	14	14	0	

※1 平成27年度に取組が終了又は終了見込の施設

- ①女川消防署牡鹿出張所                      ②河北大川堆肥センター                      ③牡鹿製氷冷蔵庫  
 ④水産物地方卸売市場牡鹿売場                      ⑤寄磯診療所                      ⑥総合福祉会館みなと荘  
 ⑦湊保育所                      ⑧超低温冷蔵庫                      ⑨水産物地方卸売市場石巻売場  
 ⑩湊幼稚園                      ⑪門脇小学校                      ⑫市立女子商業高等学校

※2 休止が進行中の取扱いになった施設

- ①大原生活センター                      (新たな集会所の用地が確定したことから)  
 ②十八成老人憩いの家                      (新たな集会所の建設に着手したことから)

[参考] 平成28年度に取組が終了見込の施設

- ①雄勝保育所                      ②雄勝診療所                      ③金華山休けい所  
 ④大原生活センター                      ⑤十八成老人憩いの家                      ⑥夜間急患センター  
 ⑦門脇保育所                      ⑧渡波保育所                      ⑨水産物流通加工総合管理センター  
 ⑩市立病院                      ⑪湊学校給食センター                      ⑫渡波学校給食センター  
 ⑬渡波中学校                      ⑭雄勝小学校                      ⑮雄勝中学校  
 ⑯旧石巻ハリストス正教会教会堂

iii その他

「おしかホエールランド」については、取り組み過程の中で、文言の修正を行った。

変更前	展示捕鯨船を現地保存とし、新たに整備予定の「海の駅」に既存機能の移転を検討する。
変更後	展示捕鯨船を現地保存とし、新たに鮎川地区拠点エリアに再建する。

(2) 今後の予定

- 方針の進行状況等について

平成28年度も引き続き進行管理を行い、方向性が検討されている施設については方向性決定に向けた調整を実施

4 市営住宅等における迷惑行為等への対応について（建設部）一次回以降再度報告一

5 投票所入場券の様式変更について（選挙管理委員会）

投票所入場券は、選挙人名簿に登録がある者に対して、個別に作成し郵送していたが、12万通を超える発送枚数となることから、「入場券が届かない」、「同一世帯なのに1人だけ入場券が届か

ない」などの苦情が多く寄せられてきた。

これらの苦情に対して、郵便局へ仕分けや配達の状態、転送届出の有無を確認するなど一つ一つ調査したうえで回答する対応をとってきたが、解決までに時間を要するケースが殆どで、適正な選挙事務への支障となっていたところである。

このような中、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、今後投票所入場券の発送枚数が更に増加することから、この機会に、投票所入場券の様式を個人単位から世帯単位に改めることで、①投票所入場券の郵送部数が減少させることで、郵便局における配達管理の軽減化及び配達日数の短縮化を図り、②投票所入場券の不達苦情を減少させ、選挙事務に対する住民の信頼度を向上させるとともに、不達調査事務負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

i 投票所入場券の様式変更

個人ごとに作成し発送していた投票所入場券を世帯ごとに作成するための様式変更。

有権者一人につき1枚の投票所入場券を郵送していたものを封書サイズ世帯単位(1通に6名記載。但し7名以上の世帯は、別葉に出力される。)に作成し郵送する。

※平成28年1月末現在の選挙人名簿登録者数123,267名(59,842世帯)  
7名以上の世帯員を有する世帯は84世帯

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年5月号 市報掲載 (別紙資料の周知チラシを掲載)
- ・ 平成28年5月 市ホームページに掲載 (別紙資料の周知チラシを掲載)
- ・ 平成28年7月25日任期満了日の参議院議員通常選挙から実施予定

以 上